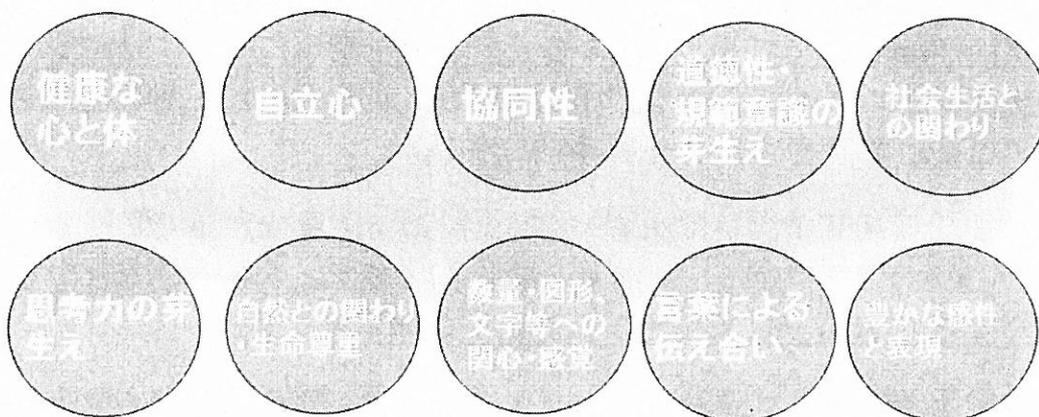


(1) 幼児教育

- 資質・能力の三つの柱を踏まえ、幼児教育で育みたい資質・能力として、「知識・技能の基礎」、「思考力・判断力・表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」の三つを記載。
- また、自己制御や自尊心などのいわゆる非認知的能力の育成など、現代的な課題を踏まえた教育内容の見直しを図るとともに、預かり保育や子育ての支援も充実。
- これらのことを踏まえ、5歳児修了時までに育ってほしい具体的な姿を明確にし、幼児教育の学びの成果が小学校と共有されるよう工夫・改善。



- 幼稚園教育要領の改訂内容と保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂内容との整合性を図り、幼児教育全体としての質を確保・向上。

(2) 小学校

- 小学校の6年間は、子供たちにとって大きな幅のある期間であり、低学年、中学年、高学年の発達の段階に応じた資質・能力の在り方や指導上の配慮が必要。また、小学校の学びはゼロからスタートするのではなく、幼児期の学びの上に育まれるものであることから、生活科を中心とした「スタート・カリキュラム」等を通じて、保幼小連携を図っていくことが重要。また、小・中学校間で育成を目指す資質・能力を共有し、義務教育9年間を通じた資質・能力の育成を図ることも重要。

(5) 特別支援教育

- インクルーシブ教育システムの構築を目指し、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、多様な教育的ニーズに対応できる学びの場を確保。
- 通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒に対する指導や支援が組織的・継続的に行われるよう、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を全員作成。
- 高等学校における通級による指導の制度化に当たり、その単位認定の在り方を示す。
- 通常の学級においても、障害のある子供が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等の学びの過程において考えられる困難さに対応した指導の工夫の意図や手立てを具体的に例示。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を契機とした「心のバリアフリー」の推進の動向も踏まえ、多様性を尊重する態度の育成や障害のある子供たちとの交流及び共同学習を重視。
- 特別支援学校の教育課程についても、「社会に開かれた教育課程」の考え方や資質・能力に基づく目標や内容の再整理等、今回改訂の共通の方向性に基づき改訂。また、在籍する児童生徒の障害の状態の多様化に対応して、知的障害のある児童生徒のための各教科、自立活動、重複障害者等に対する教育課程の取扱いについて改善・充実。

幼児教育において育みたい資質・能力の整理

別添 1

小学校
以上

知識・技能

思考力・判断力・表現力等

学びに向かう力・人間性等

※下に示す資質・能力は例示であり、遊びを通しての総合的な指導を通じて育成される。

環境を通して行う教育

